令和2年度第10回理事会議事概要

日 時 : 令和3年1月15日(金)15:25~16:16

場 所 : 森林総合研究所特別会議室(つくば市)

(上理事、猪島理事、高橋総括審議役、石原総括審議役、中山審議役は

TV会議で参加)

出席者: 理事長 浅野 透

理事(企画・総務・森林保険担当) 矢野 彰宏

理事(研究担当) 坪山 良夫

理事(育種事業・森林バイオ担当) 上 練三

理事(森林業務担当) 猪島 康浩

理事(法令遵守担当) 井田 裕之

監事 鈴木 直子

監事 平川 泰彦

総括審議役 寺川 仁

総括審議役 髙橋 和宏

総括審議役 石原 聡

審議役 中山 浩次

企画部長 河原 孝行

総務部長 青柳 浩

1. 開会

(寺川総括審議役)

令和2年度第10回理事会を開催いたします。 本日は報告事項が6件です。順次説明をお願いします。

I ─ 1 令和 2 年度補正予算及び令和 3 年度予算概算決定の概要について (矢野理事)

令和2年度補正予算及び令和3年度予算概算決定の概要について説明させていただき ます。令和3年度の概算決定額は、公共事業費が1,970億円、前年度比102.0 %、非公共事業費が1,063億円、前年度比98.9%になっており、合計3,00 3億円、前年度比100.9%というのが当初予算の概算決定額になっています。その 横に2年度補正追加額とあり、合計額として、公共が1,343億円、非公共が212 億円ということで、それぞれ当初予算と足し合わせると、公共が3,313億円、非公 共が1,275億円、合計で4,588億円になります。この4,588億円が補正も 含めた15ヶ月予算と言われる数字になります。全体としてこのような状況ですが、機 構関係の予算で言いますと、水源林造成事業の関係が、一般公共事業費の中の森林整備 事業費の中に入っているということと、研究部門等の運営費交付金と施設整備費補助金 は非公共事業費の中に入っています。続けて機構の予算の説明をさせていただきます。 1ページ目のポンチ絵にありますとおり、研究・育種勘定運営費交付金は前年度比99. 9%、10,488,901千円という額になっています。非公全体が98.9%とい うことですので、それよりも減り方が少ないという状況でございます。中身としては、 必要な額それぞれ、概算要求している額からは少し届いていませんが、特にデルタ経費 といわれる必要経費を積み上げる部分ですけれど、ここもこれはだめということで認め られなかった項目は無くて、全体に薄く鉋がけされたという形になっておりまして、な んとかやりくりして対応ができるという仕上がりになっています。全体の非公共予算の 厳しい中で、林野庁にも努力いただいて、機構の担当も頑張って、確保できたのかなと 思います。その裏のページ施設整備費補助金の方ですけれど、216、631千円とい うことで、前年度比101.1%という数字になっています。令和3年度はここに書い てありますとおり、育種関係の施設整備を行うということで要求していまして、原種増 産施設整備のところは若干要求額に達しませんでしたけれど、一定の額の予算を確保で きたということでございます。 4ページ以下が水源林造成の関係ですけれど、公共事業 費の中の民有林部門の表が4ページになります。赤枠で囲ってある下の方が水源林造成 事業費の予算で、令和3年度当初予算が25,247百万円と、その脇の令和2年度第 3次補正予算が8,722百万円、これはかなり大きな数字がついております。合計し て33,969百万円ということになっております。7ページは整備センター関係の非 公共予算の表になります。幹線林道事業の移行円滑化の対策費と復興対策の放射性物質 対策分になります。12ページからは補正予算の中身になります。87億円の防災、減 災の対策に対する予算がついているということになります。先ほど説明しました参考資 料の後ろに、林野庁全体の重点事項と、林野庁予算の非公共予算の中心となる林業成長 産業化総合対策のポンチ絵が何枚かついています。19ページの真ん中の方に黄色で色

づけしてありますが、林業イノベーション推進総合対策について、機構の研究の要素がいるいろ関わる部分として、林業機械の自動化、木質系新素材等の開発・実証、早生樹母樹林の保全・整備、低コスト造林技術の活用推進等が入っています。以上となりますが、コロナ等財政事情の厳しい中で、比較的機構の予算としては頑張って来年度運営できるだけの予算は確保できたと考えています。

(猪島理事)

令和3年度の当初予算ですが、一般会計が対前年度比100%の25,247百万円、復興特別会計が必要額の200百万円で概算決定しています。これに加えまして、防災・減災国土強靭化5ヵ年計画の加速化対策として補正予算で8,722百万円。令和2年度も事業を行っていくためには予算的には充実していましたけれども、さらに令和3年度は対前年度比108%の予算をいただいておりますので、早めに準備をしながら不用を出さないように執行していきたいと思っております。

(矢野理事)

猪島理事がおっしゃられたとおり、予算が出来れば執行を問われます、今年度予算の残りの執行もそうですけれど、来年度の予算もより一層、執行状態のチェックが厳しくなると思いますのでしっかりやっていく必要があると思います。水造だけではなく、運営費交付金についてもしっかり執行していきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

I ─ 2 第5期中長期目標・計画策定に係るスケジュールについて (矢野理事)

ご案内の通り検討本部を立ち上げまして、次期の中長期計画の検討を林野庁と協議し ながら進めてきている状態でございます。いよいよ大詰めということで年度内あと3ヶ 月を切ってきたところで、最後までの道のりの主なものを表にまとめてございます。書 いてある通りなのですが、青字が中長期目標の関係、赤字が中長期計画の関係となって おりまして、機構と主務省と総務省という並びにしてあります。12月のところはもう 終わっているところですが、研発審で中長期目標が審議されて、それを踏まえて、中長 期計画案の調整をしているところが機構の1月の状況でございます。今日が15日とい うことで、理事会ですけれど、今日こういった形でスケジュールを説明させていただい て、2月、3月それぞれの理事会でどういうふうにしていくかを含めて、今日案内させ ていただいたということです。流れを簡単に説明させていただきますと、中長期目標の 方は研発審が終わりましたので、研発審の委員の意見を踏まえた版が、林野庁から総務 省の方に送られています。総務省の方では今月26日に独評委評価部会が開かれて、そ こで中長期目標案が審議されるということになっています。そのあと2月18日に独評 委の本委員会が開かれまして、中長期目標案とちょっと遅れて出ていく評価軸・評価の 視点案の審議が行われて、主務大臣への意見の取りまとめが行われる予定となっており ます。次に計画の方が1月下旬に研発審林野部会に掛かり、評価軸・評価の視点案と、

中長期計画案の審議が行われます。終わりましたら2月の上旬、機構の方で言いますと 研発審の意見を踏まえて、林野庁と連携し再度計画の中身を調整していくことになりま す。来月の理事会は5日にあります。3月の理事会は12日にあります。中長期計画の 方は研発審の意見を踏まえて調整が終わった後、最終となります第6回の検討本部を開 いて内容のオーソライズを行い、3月の頭になりますと、農林水産大臣が中長期目標を 決定し、目標が決定するとすぐに機構へ中長期計画策定の指示があります。策定指示を 受けたら、すぐに機構の方は中長期計画の認可申請を行う。これが2月の最後の日と3 月1日、3月2日とか、そういうタイミングで事務的には流れていくことになりまして、 財務省協議があり、最終的には3月末に農林水産大臣が中長期計画を認可するというこ とになります。理事会との関係で言いますと、大臣から策定指示を受けまして、認可申 請をするまでの間に理事会を開くことが 物理的に不可能でありますので、本来であれ ば理事会にかけて、こういう形で策定をしましたので、こういう中身で認可申請をした いと思いますというのが筋かと思いますが、日程的には無理なので、2月5日の理事会 で計画策定の指示が来ましたら、この中身の決裁をして、大臣に提出するという手続き で進めてよろしいかとご承認をいただく形にしたいと思います。3月12日の理事会で は認可申請も終わっておりますので、それに基づいて認可申請を行いましたと、報告す る形になろうかなと思っております。今日はスケジュールを説明させていただき、来月 また改めて月末の手続きについてのご審議をいただくという形にしております。いずれ にしても、中長期目標が決まり、中長期計画が決まっていくということで、最後バタバ タと進んでいきますので、この後内容があまり大きく変わることはないかと思われます が、必要があればいろいろなタイミングで共有したいと思います。理事会等に諮る内容 としてはこういった進め方で進めさせていただければと思っています。

(寺川総括審議役)

計画自体はそろそろ大詰めとなってきていますが、手続きについてですが、申請の期限が定められているので、少しバタバタとすると思われます。第6回検討本部の開催も含めてご協力よろしくお願いいたします。

(坪山理事)

例年ですとこれに加えて、年度計画を作って、それの公表のプロセスが入ってくると 思われるのですが、新しい初年度の年度計画を作るという作業が出てくるのでしょうか。

(寺川総括審議役)

ここには書いてありませんが、これとは別に昨年と同様に年度計画を作る作業が入ってきます。

(坪山理事)

はい。ありがとうございます。

(矢野理事)

年度評価で言いますと、今年度評価、今期の締めの評価の作業を並行して行うこととなります。来年度の年度計画の作業も並行して入ってきます。あまりいろいろ書いてしまうと、ごちゃごちゃになってわからなくなってしまうので、中長期目標、中長期計画のスケジュールに絞って説明しました。年度計画等については、また改めて、事務的に指示したいと思います。

- I ─ 3 第11回国立研究開発法人協議会総会について(非公表) ※坪山理事、矢野理事、井田理事から本件の説明が行われた。
- I ─ 4 令和3年度4月森林総合研究所の研究職員の採用について(非公表) ※河原企画部長から本件の説明が行われた。
- I ─ 5 令和 2 年度保険料収入及び保険金支払の実績について(非公表) ※石原森林保険センター所長から本件の説明が行われた。
- I ─ 6 (国研)森林研究・整備機構における新型コロナウイルス感染症対策について (寺川総括審議役)

新型コロナウイルス感染症対策について説明させていただきます。資料の方は3ペー ジありますが、1ページ2ページはすでに説明させていただいていますが、3ページ目 の一番下のところに一つ項目を付け加えさせていただいています。令和3年1月8日緊 急事態宣言を受け、機構として自宅勤務を可能な限り行うこと等を実施というものを入 れております。これについてはご承知かと思いますが、1月7日付で1月8日から2月 7日までを措置期間とする緊急事態宣言が1都3県に出されたことを受けまして、行っ たことでございますけども、その後1月13日に翌日の1月14日からということで7 府県が追加されまして、現在11の都道府県が対象となっているということでございま す。全国的にもかなり広がっているので、川崎もそうですし、出先機関も所在する11 都道府県に入っているという状況でございます。茨城県は今のところ緊急事態宣言の対 象外でありますが、県独自で感染拡大市町村というのを定めていまして、つくば市も含 めまして28市町村が入っているという状況でございます。感染者も1月14日、昨日 は104人ということで、ちょっと前ですが1月8日が127人ということで、かなり 感染が増えているということで、茨城県も国に緊急事態宣言を要請するという動きがあ るということを聞いています。職員も感染者が出ているという状況で、少なくても職場 で感染が起きないように、普段から基本的な感染防止対策と共に、濃厚接触をしないと いうこと職員に呼び掛けているところでございます。ということで、基本的な対策と共 に、出勤をなるべく抑えるということで取り組んでおります。

(浅野理事長)

本当に大変なところ皆さん努力されていて、まだクラスターが避けられているということは非常にありがたいと思っております。在宅勤務をするということなのですけれど、いろいろな問い合わせがあると思いますので、7割というのは難しいとは理解できますが、どのくらいの職員さんが在宅で業務を行っているかはパーセントで一応把握しておいていただければと思います。よろしくお願いいたします。

(寺川総括審議役)

在宅勤務の実績も把握していきたいと思います。私も来週月曜に在宅勤務を行ってみます。

(鈴木監事)

在宅用のパソコンは必要台数分あるのでしょうか。

(浅野理事長)

それほど十分とは言えないと思います。

(寺川総括審議役)

台数は20数台準備して、10数台貸し出している状態です。研究所では要望にぎりぎり足りているような状況です。本来はもっとテレワークが出来るような状況にしたいのですが、どうも職員の話を聞くと、書類がないと出来ないとか、出勤しないと仕事が出来ないというようなところが、今後大きな課題かと思われます。

(浅野理事長)

研究職の方は何とかなっている状況です。外からアクセスできるようになっている人が結構いるのですが、問題は総務系の方でなかなか仕事を外で行うのは難しい仕事の種類があるので、その所は難しいなと思っているところです。

(寺川総括審議役)

私の方が話したのは事務職の方の関係の話です。

(鈴木監事)

はい。

I - 7 その他

(石原森林保険センター所長)

第4回の理事会で、災害救助法の適用があった場合は、森林保険の満期契約の継続契約締結手続きを猶予することとし、それについてはその後も発生した場合は同様の対応をするということを報告させていただきました。このたび、令和2年12月16日から

の大雪、それから令和3年1月7日からの大雪による災害にかかりまして、災害救助法の適用がありましたので、具体的には12月16日からのものは新潟県の南魚沼市、湯沢町の2市町、1月7日からのものは、秋田県横手市、湯沢市等の7市町村が災害救助法の適用になりましたので、同様な扱いにするということで関係する部署に連絡をするとともに、ホームページに掲載しておりますのでご承知いただければと思います。

(寺川総括審議役)

ほかに質問がないようでしたら、これで令和2年度第10回理事会を終了いたしますが、コロナの感染が拡大しておりますので、皆さん健康維持に注意していただきたいと思います。次回は令和3年2月5日(金)に開催となります。

3. 閉会